

平成28年度 冬のコンプライアンス推進週間 e-ラーニングによるコンプライアンス研修（紙媒体受講用）

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

H28年度 冬のe-ラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page1 はじめに

今年度、教職員の不祥事が続いている事態は、児童生徒、保護者、地域社会の信頼を著しく損ない、本県教育に対する県民の期待を裏切るものであるということを私たち一人一人が重く受けとめなければなりません。

今回のe-ラーニングは、「サービスの基本原則」「教職員としての自覚」の項目を入れています。この研修で法令遵守や教職員倫理について今一度確認をし、知識や意識の更新をしてください。

このような事態を再び招くことがないように、一人一人が自分のこととして真剣に研修に取り組むことでコンプライアンス意識を高めるとともに、各所属で不祥事の根絶及び風通しのよい職場環境づくりへの取組を更に推進してください。

➡ 次のページへ

この欄は本文です。問題や選択肢、知っておくべき内容などが表示されます。選択肢がある場合は矢印をクリックしてください。

この欄はコラム欄です。本文の解説やミニ知識などを記載します。お読みください。

H28年度 冬のe-ラーニング

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

Page2 サービスの基本原則(項目1/9)

地方公務員法(以下、「地公法」という。)は、地方公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念することを**サービスの基本原則(第30条)**とするとともに、サービスの基本原則として、「**職務上の義務**」や「**身分上の義務**」を定めています。

教職員としてどうあるべきか、もう一度原点に立ち返り、サービスの基本原則について確認してみましょう。

(問1) 宣誓書の(a)、(b)にあてはまる語句を考えてください。

(1) 職務上の義務

① サービスの宣誓(地公法第31条、職員のサービスの宣誓に関する条例第2条)

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める(a)を尊重し、且つ、これを擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、(b)として誠実且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。

➡ 次のページへ

(正解)(a) 日本国憲法 (b) 全体の奉仕者

○職務上の義務は、次の3つです。

①**服務の宣誓(地公法第31条、職員の服務の宣誓に関する条例第2条)**

◆新たに教職員となった者は、次の宣誓書に署名してからでなければ職務を行ってはいないとされています。

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める(**日本国憲法**)を尊重し、且つ、これを擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、(**全体の奉仕者**)として誠実且つ、公正に職務を執行することを固く誓います。

②**法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法第32条)**

◆職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例等の規定に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。

③**職務に専念する義務(地公法第35条)**

◆職員は、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、なすべき責を有する職務にのみ従事しなければなりません。

(問2)条文の(a)、(b)の語句の組合せで、正しいのは①～④のどれでしょう。

(2)身分上の義務

①**信用失墜行為の禁止(地公法第33条)**

職員は、その職の(**a**)を傷つけ、又は職員の職全体の(**b**)となるような行為をしてはならない。

- ➡ ① (a)信頼、(b)不利益
- ➡ ② (a)信用、(b)不名誉
- ➡ ③ (a)信頼、(b)不名誉
- ➡ ④ (a)信用、(b)不利益

◆職務の内外にかかわらず、全体の奉仕者にふさわしくない非行を禁止するもので、多くの懲戒処分で、その処分理由とされています。

② 正解です

○身分上の義務は、次の5つです。

①**信用失墜行為の禁止(地公法第33条)**

職員は、その職の(**信用**)を傷つけ、又は職員の職全体の(**不名誉**)となるような行為をしてはならない。

②**秘密を守る義務(地公法第34条)**

◆職務上知り得た秘密は、退職後も漏らしてはなりません。

◆刑事上の責任：1年以下の懲役又は3万円以下の罰金(地公法第60条)

③**政治的行為の制限(地公法第36条、教育公務員特例法第18条)**

◆教育公務員特例法により、教育公務員については、国家公務員の例によることとされており、政治的行為の制限は、全国に及びます。

④**争議行為等の禁止(地公法第37条)**

⑤**営利企業等の従事制限(地公法第38条、教育公務員特例法第17条)**

◆服務の根本原則については、「コンプライアンスハンドブック」2～3ページ、「コンプライアンスハンドブック ケース集Ⅱ」2ページに掲載しています。

Page6 法令規則・教職員倫理（項目2/9）

○次のようなことはありませんか。セルフチェックをしましょう。
(Yes か No で答えてください。)

- a 校外での宿泊学習に引率中。生徒就寝後の深夜、缶ビールを飲んだ。
- b 保護者や取引業者に対して、自分の都合を優先して面会日時を決めたり、威圧感を感じさせる話し方をしたりすることがある。
- c 勤務時間中だったが、気分転換のために、自分のスマートフォンで職務に関係のないサイトを閲覧した。

- ➡ ① 全てがNo ➡ ② 1つがYes ➡ 次のページへ
 ➡ ③ 2つがYes ➡ ④ 全てがYes

◇職務に専念する義務(地公法第35条)

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければなりません。

◇信用失墜行為の禁止(地公法第33条)

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。

Page7 法令規則・教職員倫理（項目2/9）

- ① 「全てがNo」と答えた方
今後もその意識で業務に精励してください。
- ② 「1つがYes」と答えた方
様を正して、自分を見つめ直しましょう。
- ③ 「2つがYes」と答えた方
気持ちが緩んでいます。教員としてあるまじき状態です。
- ④ 「全てがYes」と答えた方
言語道断です。今すぐ改めてください。

◇事例について

- a 修学旅行、宿泊学習、部活動、就学体験等児童生徒を引率中に飲酒をするなど、不適切な言動をした場合は、懲戒処分の対象になります。
- b 公務員としての品位と見識、教育公務員としての知識と教養が求められています。
- c 勤務時間中は、業務に集中して勤務しなければなりません。緊急の場合を除いて私用の電話やメール、インターネットの閲覧等は許されません。勤務時間は、職務及び研修に精励してください。

Page8 法令規則・教職員倫理（項目2/9）

(問3) 次は、全て他県において懲戒処分となった事例です。それぞれの処分量定となったか、正しい組合せを選んでください。

- a 教諭Aは、学校名義の振替口座から、保管していた学校徴収金223万円を引き出し、生活費に充てた。
- b 教諭Bは、運転者が酒気を帯びていることを知りながら、その者が運転する自動車に同乗した。
- c 教諭Cは、施錠されていない状態で路上に置かれていた他人の自転車を見付け、その自転車を無断で使用した。

- ➡ ① a 免職 b 停職 c 減給 ➡ ② a 停職 b 減給 c 戒告
 ➡ ③ a 免職 b 減給 c 停職 ➡ ④ a 停職 b 停職 c 減給

➡ 次のページへ

① 正解です

次のような懲戒処分となっています。

- a 免職 …… 公金の横領は、金額の多寡を問わず免職です。
- b 停職1か月 …… 飲酒運転の車両への同乗は、免職か停職です。
- c 減給1/10(3か月) …… 占有離脱物横領罪が適用されます。

(注) その事例を所管する教育委員会の処分であり、事例ごとの状況によって処分は異なります。

➡ 次のページへ

◇本県における標準的な処分量定[概略]

非遵行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
公金(学校徴収金等を含む)又は県等の財産(学校徴収金等の諸会計に係る財産を含む)を横領した教職員	○			
飲酒運転、ひき逃げ、あて逃げ等の同乗者及び道路交通法違反を教唆又はほう助したと認められる教職員	○	○		
遺失物等、占有を離れた他人の物を横領した教職員		○	○	

(コンプライアンスハンドブックより)

(問4) 次は、全て他県において懲戒処分となった事例です。それぞれの処分量定となったか、正しい組合せを選んでください。

- a 教諭Aは、パチンコ店において、女性従業員4名のスカートの中をスマートフォンで撮影した。
- b 教諭Bは、所属校の女子生徒に対して、校外において、複数回にわたり、抱きしめ、キスするなどのわいせつ行為をした。
- c 教諭Cは、勤務する学校の女子生徒に対し、無料通話アプリで個人的なやり取りをしたり、身体に触れたりするなどの不適切な言動を繰り返した。

➡ ① a, b, c全て免職 ➡ ② a 免職, b 免職, c 停職

➡ ③ a 停職, b 免職, c 停職 ➡ ④ a, b, c全て停職

➡ 次のページへ

① 正解です

a, b, c 全て免職処分となった事例です。

わいせつ行為は、教職員による不祥事の中で最も悪質なものの一つであり、絶対に許されません。

(注) その事例を所管する教育委員会の処分であり、事例ごとの状況によって処分は異なります。

○条例違反による罰則及び教職員の懲戒処分の指針(標準的な処分量定)

- ◆徳島県迷惑行為防止条例(痴漢・盗撮・のぞき・卑しい言動)
第16条 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
・標準的な処分量定… 免職 か 停職
- ◆徳島県青少年健全育成条例(いん行・わいせつ行為)
第24条 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
・標準的な処分量定… 免職

➡ 次のページへ

◆参考:「信頼回復に向けて～教職員の不祥事防止マニュアル～」(平成21年3月 徳島県教育委員会)
「コンプライアンスハンドブック」,「コンプライアンスハンドブック ケース集」

本県において、わいせつ行為による教職員の懲戒処分が増えています。
わいせつ行為は、子供の心に大きな傷を残し、その将来に深刻な影響を及ぼすものであり、教職員による不祥事の中で最も悪質なものの一つです。徳島県教育委員会では、**わいせつ行為を行った教職員は、原則として懲戒免職にすることとしています。**

また、教職員間のハラスメント行為は、被害者の個人としての尊厳を傷つけ、その能力の発揮を妨げるだけでなく、職場全体としても、秩序を乱し、意欲の低下を招くなど、公務の円滑な運営を著しく阻害することになります。

子供たちの健全な育成を期すべき教育の場において、このような行為は、絶対にあってはなりません。

➡ 次のページへ

◆参考:「信頼回復に向けて～教職員の不祥事防止マニュアル～」(平成21年3月 徳島県教育委員会)
「コンプライアンスハンドブック ケース集」

(問5) わいせつ・セクハラ等が生じる主な背景について、教職員に次のような状況がみられると指摘されています。次のa～eに当てはまる語句を下から選んで入れてください。

(児童生徒に対して)

- ・ 教育に携わる者としての基本的な(a)に欠ける。
- ・ 児童生徒の(b)を尊重する意識に欠ける。
- ・ 児童生徒の(c)についての理解に欠ける。

(教職員に対して)

- ・ 相手の(b)を尊重する意識に欠ける。
- ・ 人それぞれの感じ方の(d)について、理解しない。
- ・ 異性を仕事上の(e)なパートナーとして見ていない。

意識 自覚 人格 発達段階 対等 違い

◆参考:「信頼回復に向けて～教職員の不祥事防止マニュアル～」(平成21年3月 徳島県教育委員会)
「コンプライアンスハンドブック ケース集」

➡ 次のページへ

(正解) a 自覚 b 人格 c 発達段階 d 違い e 対等

(児童生徒に対して)

- ・ 教育に携わる者としての基本的な(自覚)に欠ける。
- ・ 児童生徒の(人格)を尊重する意識に欠ける。
- ・ 児童生徒の(発達段階)についての理解に欠ける。

(教職員に対して)

- ・ 相手の(人格)を尊重する意識に欠ける。
- ・ 人それぞれの感じ方の(違い)について、理解しない。
- ・ 異性を仕事上の(対等)なパートナーとして見ていない。

◇わいせつ・セクハラ等の防止のために、次のことに留意する必要があります。

- 相手の人格を尊重し、教育に携わる者として、常に自覚ある言動をとる。
- 性的言動を不快に感じるかどうかは、個人差があることを認識する。
- セクハラか否かについて、明確な意思表示があるとは限らないことを認識する。
- 異性の児童生徒への個別指導については、密室を避ける、複数で対応するなどの配慮を行う。
- 児童生徒との個人的なメールのやり取りは避ける。
- 職場の人間関係がそのまま持続する酒席など、勤務時間外の言動についても注意する。

☆もう一度、自分の「知識」と「意識」を確認してみましょう。

➡ 次のページへ

Page15 わいせつ・セクハラ等（項目3/9）

○次の項目について、各自、チェックをしてください。
（入力する必要はありません。）

No.	チェック項目	チェック
1	県民の信頼を損なわないよう、勤務時間内外を問わず、自らを律している。	
2	児童生徒を性的な対象として意識することはない。	
3	児童生徒の人権を尊重している。	
4	みだりに児童生徒や同僚の体に触れたりすることはない。	
5	相手が嫌がり、不快に感じたりする言動は、セクハラになると理解している。	
6	受け止め方には個人差があるので、そのことを認識した言動を心がけている。	
7	異性の同僚は、仕事上のパートナーとして敬意を払っている。	
8	仕事上の悩みを、上司や同僚、家族の中に話す人がいる。	

➡ 次のページへ

Page16 飲酒運転防止（項目4/9）

12月から1月にかけては、飲酒の機会が多くなる時期です。しかし、楽しい雰囲気の中で会話が弾むといった良い面だけでなく、飲酒による不祥事といった悪い面も起こりやすい時期といえます。

そこで、飲酒をめぐる注意点について再確認をしましょう。

（問6）午後8時頃から同10時過ぎにかけて、自宅でビール中瓶2本、日本酒1合と缶入り酎ハイ500mlを飲みました。
この人がアルコールを分解し終える時刻は何時でしょう。

※体重60kgの男性と仮定します。 ※アルコールの1単位は「コラム欄」を参照

- ➡ ① 翌日の午前8時 ➡ ② 翌日の午前10時
➡ ③ 翌日の正午 ➡ ④ 翌日の午後2時

◇アルコール1単位（純アルコール量20g）とは

○ビール中瓶 1本(500ml) ○日本酒 1合(180ml) ○ウイスキーダブル 1杯(60ml)
○酎ハイ 1缶(5% 500ml) ○ワイン(720ml) ボトル 1/4本

Page17 飲酒運転防止（項目4/9）

④ 正解です

※コラム欄のデータを基に算出した時刻であり、あくまで目安です。

○1単位のアルコールを分解するためには、成人男性（体重 60kg）で**約4時間**必要です。（ただし、個人差や体調により変わります。）

※この事例の場合、ビール中瓶2本(2単位)、缶酎ハイ500ml・1缶(1単位)、日本酒1合(1単位)

アルコール分解に要する時間 4時間×4単位＝16時間 必要になります。

○女性の場合は、男性よりさらに長時間を要します。

○睡眠はアルコールの分解を妨げますので、「寝たから大丈夫」というのは、**全くの誤解です。**

➡ 次のページへ

◇留意点と対策

- 飲み方によっては、翌朝もアルコールが残り、飲酒運転になる可能性があります。
- 翌朝、車を運転する場合は、早めに飲酒をやめるようにしましょう。
- 翌朝は公共の交通機関を利用して、少なくとも午前中は車を運転しないようにしてください。

Page18 飲酒運転防止 (項目4/9)

○アルコールの特性を知りましょう！

【ほろ酔い期】(1～2単位)

楽しい時期ですが、気持ちが大さくなり、集中力・判断力・思考力が低下します。

【酩酊期】(2～4単位)

ろれつが回らなくなり、足元もおぼつかない状態。感情の起伏が激しく、運動機能の麻痺が広がります。

【泥酔期・昏睡期】

歩行困難・意識不明・呼吸困難など命にかかわります。

○飲酒運転防止のために

運転代行を呼ぶつもりで酒席に参加し、結局飲酒運転してしまうケースが後を絶ちません。

酔いが判断力や思考力を鈍らせることを知っておく必要があります。

飲酒運転防止に最も有効なのは、「酒席に車で行かない。」ことです。

運転代行を利用する際の4つの教訓を、昨年に続きコラム欄に掲載します。

➡ 次のページへ

◇運転代行を頼む際は

- 1 運転代行は飲酒前に手配！（同席者は乗るところまで確認を！）
- 2 運転代行には自宅駐車場まで入れてもらう！
- 3 運転代行で帰宅した後は外出禁物！
- 4 運転代行利用の翌朝も注意！

Page19 体罰防止 (項目5/9)

（問7）次の説明文の中で、体罰に該当しないものはどれでしょうか。下の選択肢から選んでください。

- a 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴ろうとした児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離した。
- b けんかをしている生徒2人の頭を押さえ、互いの顔を押しつけた。
- c 反省のために、1時間板の間に正座させた。
- d 授業中に騒いだ生徒を、5分間教室に立たせた。

➡ ① bとc

➡ ② aとd

➡ ③ aとbとd

➡ ④ a～dのすべて

Page20 体罰防止 (項目5/9)

② 正解です

- a 他の児童への危害を防ぐ正当行為です。
- d 授業を受けさせ、短時間であれば懲戒権内の指導です。ただし、児童生徒の発達段階に応じた身体的負担への配慮が必要です。
- b, c その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たり、体罰に該当します。

◇体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）より（24文科初第1269号）

2 懲戒と体罰の区別について

（1）教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事実ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

➡ 次のページへ

◇体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)より(24文科初第1269号)

1 体罰の禁止及び懲戒について(一部抜粋)

体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組む必要がある。

☆もう一度、確認しましょう。

➡ 次のページへ

(問8)政治的中立の確保等に関して述べた(1)～(4)について、問題があるものはいくつありますか。

- (1) 職務上の指揮命令権に基づく影響力を利用して、公務員が部下に対し、選挙に際して投票を勧誘した。
- (2) 教員が授業をする際、特定の政党の政策のみを取り上げた。
- (3) 18歳未満の生徒にはSNSで選挙運動メッセージを広めることはできないことなど、選挙権の有無に気をつけるよう生徒に理解させた。
- (4) 教育公務員は地方公務員ではあるが、制限される政治的行為は地方公務員とは異なることに留意しなければならない。

➡ ① 1つ ➡ ② 2つ ➡ ③ 3つ ➡ ④ 4つ

② 正解です

問題があるものは(1)と(2)の2つです。

- (1) 公職選挙法第136条の2第1項の規定は、国又は地方公共団体の公務員が、その地位を利用して選挙運動を行うことを禁止しています。
- (2) 教員は中立かつ公正な立場で指導することが求められます。政党が主張する政策等に触れるに当たっては、一つの政党についてのみ取り上げるとことは避け、授業のねらいに照らした理解が可能となるよう複数の主張を並列して紹介するなどの留意が必要です。
- (3) 満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒では、選挙権の有無や公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど法律上差異があることを理解させる必要があります。
- (4) 教育公務員は地方公務員ではあるものの、教育を通じて国民全体に奉仕するという教育公務員の職務と責任の特殊性から、その政治的行為の制限は、国家公務員と同等となっています。地方公務員法と教育公務員特例法を比較すると、地方公務員の場合は地域を限定して制限されるのに対し、教育公務員の場合は制限の内容が厳しくなっています。

◇参考 私たちが拓く日本の未来
私たちが拓く日本の未来(活用のための指導資料)、総務省・文部科学省

教科書は、教科の主たる教材として位置付けられ、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たしています。また、教育の機会均等を保証し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、教科書を使用することが義務づけられています。

教科書は通常、民間の教科書発行者において編集され、文部科学大臣の検定、教育委員会による採択を経て、児童生徒に届けられています。

しかし、この教科書検定や採択における公平性の確保に関して、全国的に不適切な事案が数多く発生しました。

➡ 次のページへ

（問8）小学校、中学校に関する教科書採択について、公正を確保する上で問題があるものは、次の（1）～（4）の中でいくつありますか。

- | |
|---|
| （1） 公立中学校長Aは、検定中の教科書を教科書会社が指定する場所で教科書会社から見せてもらい、意見や感想を言った後、謝礼として1万円受け取った。 |
| （2） 公立小学校長Bは、検定中の教科書を教科書会社が指定する場所で教科書会社から見せてもらい、意見や感想を言ったが、謝礼は受け取らなかった。 |
| （3） 公立中学校教諭Cは、教科書について意見を述べるなど、当該教科書の編集活動に一定の協力を行っていたが、教科用図書選定審議会の調査員を務めた。 |
| （4） 教科書の採択期間中に、教科書会社の担当者が採択に不当な影響を及ぼさないように注意して学校関係者に教科書の宣伝をした。 |

➡ ①1つ ➡ ②2つ ➡ ③3つ ➡ ④4つ

➡ 次のページへ

③ 正解です

問題があるのは、（1）、（2）、（3）の3つです。

- | |
|---|
| （1）、（2） 教科書検定中、外部の人の閲覧は禁止されています。また、教科書の著作・編集活動や意見を述べる会議等に参加する場合は、報酬の有無にかかわらず「営利企業等の従事許可」を申請するなどの手続が必要です。 |
| （3） 教科書採択に直接利害関係がある場合、教科用図書選定審議会の委員や教科書の調査研究を行う調査員になることは適切ではありません。 |
| （4） 採択期間中において、教科書会社が、教育委員会関係者や学校関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝行為を個別に行うことは、特段の影響がないものとされています。しかし、この宣伝行為により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないような配慮が必要です。 |

➡ 次のページへ

◇参考：文部科学省、教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

○「風通しの良い職場環境」について、セルフチェックをしてみましょう。

自分自身を振り返り、次の質問に

◎：とてもよくできている

○：よくできている

△：あまりできていない で答えてください。

※入力する必要はありません。

➡ 次のページへ

◇平成26年度「風通しの良い職場環境」のためのフレーズ 教育長賞作品

みんなの少しの思いやり 集めた職場は 明るい職場

	項 目	◎	○	△
1	出勤時や退勤時など、日常的にあいさつをしている。			
2	「報告・連絡・相談」の徹底を図り、悪い情報ほど迅速に管理職に伝えている。			
3	児童生徒の指導は、可能な限り複数の教員で行っている。			
4	課題に応じて、学年・教科・校務分掌をこえて情報交換をし、共有化している。			
5	業務の繁忙に応じて、相互に支援し合っている。			
6	互いの意見や提案によく耳を傾け、誠実に対応している。			
7	休憩時間の会話など、教職員同士が互いに相談し合える雰囲気づくりに努めている。			
8	互いの長所に目を向け、より良い人間関係の構築に努めている。			

◇セルフチェック欄に全て◎が記入された職場は、「風通しの良い職場環境づくり」が達成されており、職員としての努力も十分です。

あまりできていないところがあれば、それを改善していくことから早速取り組みましょう。

➡ 次のページへ

☆ 教育をあずかる者としての基本的心構えを読み、決意に満ちて教育の道を志した初心に立ち返って、日々の教育活動に熱意を持って取り組んでください。

▼教育をあずかる者としての基本的心構え ～不祥事防止の観点から～ (その1)

教育をあずかる者として、教職員は、

- ・ 子どもは大人を手本として成長する。このことを深く刻み、絶えず自らの姿勢を省みなければならない。
- ・ 人権感覚を研ぎ澄まし、その職務を行うに当たり、子どもの人権について、細心の注意を払わなければならない。
- ・ 常に保護者や地域からの注視の中にあることを認識し、私的な行動においても、自らを厳しく律しなければならない。

➡ 次のページへ

◇参考：「信頼回復に向けて～教職員の不祥事防止マニュアル～」（平成21年3月 徳島県教育委員会）
「コンプライアンスハンドブック」（平成21年6月 徳島県教育委員会）

☆ 教育をあずかる者としての基本的心構えを読み、決意に満ちて教育の道を志した初心に立ち返って、日々の教育活動に熱意を持って取り組んでください。

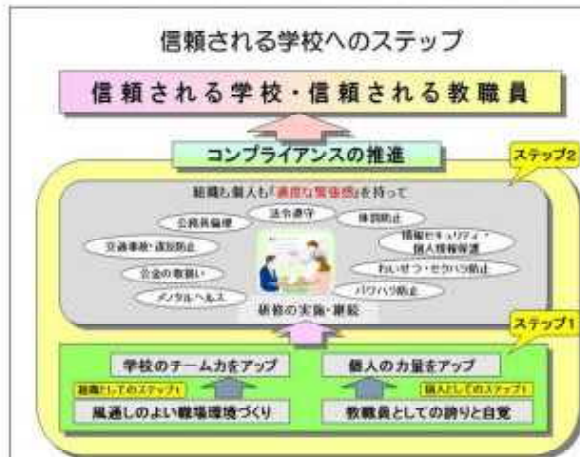
▼教育をあずかる者としての基本的心構え ～不祥事防止の観点から～（その2）
教育をあずかる者として、教職員は、

- ・ 児童生徒や保護者、地域からの訴えに対しては、真摯に受け止め、適切な対応に努めなければならない。
- ・ 地域に支えられ、地域とともに、子どもを育む学校の一員として、豊かな社会性や対人関係能力を身につけなければならない。
- ・ 我が国の将来を担う子どもたちの教育を託された、その職責の重さを自覚し、資質の向上に努めなければならない。

➡ 最終ページへ

◇参考:「信頼回復に向けて～教職員の不祥事防止マニュアル～」(平成21年3月 徳島県教育委員会)
「コンプライアンスハンドブック」(平成21年6月 徳島県教育委員会)

コンプライアンス推進の目的は、「不祥事の防止」だけではなく、「信頼される学校・教職員の実現」です。このことは、「教職員としての誇りと自覚」・「風通しの良い職場環境」という土台の上に、常に「適度な緊張感を持って」様々な研修・啓発を積み重ねて実現されるものです。



（左図参照）
今回の研修を基に、各所属で研修を深め、信頼される学校・教職員を目指しましょう！

➡ eラーニングシステムのトップへ

eラーニング研修おつかれさまでした。アンケートの提出に御協力ください。